

奨学生募集要項（2026年度）

No. 436

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	タクト奨学金		
2026 募集人数	全国で4名程度		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	税理士志望者：税理士試験2科目以上合格している者 公認会計士志望者：公認会計士試験を1回以上受験したことのある者		
財団締切時期	2026年12月23日（水）		
給付	年額 200,000円（一括給付）	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	25歳以下 （2001年4月2日～2008年4月1日生まれの者）
就労制限	フルタイム就労をせずに試験合格を目指している者（短時間のアルバイトは可）	出身地制限	無
その他応募条件	・家計基準あり＜世帯年収＞ 給与所得者：700万円以内（収入金額） 給与所得者以外：350万円以内（所得金額） ・応募にあたっては、作文「なぜ（税理士/公認会計士）になりたいと思ったのか、どのような社会人になりたいか（800字程度）」要提出 ・採用された場合、2027年3月24日のWEBオンライン授与式に要参加 ・申請書類は、（公）公益推進協会HPからダウンロードすること		

『タクト奨学金（2026年度）』 募集要項

2026年8月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この「タクト奨学金（以下、奨学金）」は、税理士法人タクトコンサルティング※の寄付を活用して、次世代を担う税理士・公認会計士等会計専門職における人材の育成を図るため、向上心がありながらも経済的に支援が必要である有能な若者へ、専門学校等に支払う資格取得資金を給付することで奨学援護を行い、会計・税務業界に有為な人材を育成することを目的とします。なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務ありません。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

※税理士法人タクトコンサルティング 企業概要

タクトコンサルティングは創業以来、一貫して資産の移転・承継・活用に係る税務＝資産税の分野を専門とし、決断と実行を提供しているコンサルティング会社です。個人の相続・贈与、譲渡、事業承継、資産の活用、法人の資本政策、組織再編成、M&A、さらに信託や社団・財団の活用等の業務に特化し、スタッフ全員が資産税のプロです。

税理士・公認会計士の専門家集団として、個人・法人を問わず法令を遵守したサービスを提供することは勿論のこと、税務・会計の領域を基盤として、現状分析、問題点の抽出、解決手法の立案・実行という一貫した総合的コンサルティング業務を提供しています。

税理士法人タクトコンサルティングホームページ <https://www.tactnet.com>

2. 応募資格

税理士資格または公認会計士資格の取得に専念し向学心に燃えているが、経済上の理由【両親の収入合計・・・給与所得者700万円以内（収入金額）・給与所得者以外350万円以内（所得金額）】のため資格取得の勉強継続が困難であり、奨学援護を希望する者（年齢は25歳までとし、学生又は就労していないこと^{注1}）とし、かつ下記条件（①又は②）を満たす者となります。

応募可能な生年月日	2001年4月2日～2008年4月1日
① 税理士志望者	税理士試験2科目以上合格していること
② 公認会計士志望者	公認会計士試験を1回以上受験したことがあること

【補足】

※大学院生は応募できません。

注1フルタイム就労をせずに試験合格を目指している方。（短時間のアルバイトは可）

3. 応募方法 ※応募関係書類（添付書類を含む）は返却しません。

下記書類を郵送で提出してください。（宛先は最終頁に記載）

募集期間：2026年9月1日～2026年12月23日（必着）

(1) **2026年度 タクト奨学金願書**

※願書には、QRコードが記載されています。説明に従って、①個人情報のWEB登録、②願書記入の順に進めてください。指定書式は、当財団ホームページ(<https://kosuikyo.com/>)よりダウンロードしてください。

(2) **作文**

「なぜ（税理士/公認会計士）になりたいと思ったのか、どのような社会人になりたいか」
800文字以内。指定書式に自筆又はパソコンで作成してください。

(3) **試験成績証明書（コピー提出）**

【税理士資格を目指す方】

2科目以上の合格証明として、税理士試験等結果通知書のコピーを提出してください。

【公認会計士資格を目指す方】

申請時点で論文式試験の受験経験がない方

短答式試験の受験証明として、公認会計士試験受験者管理ファイルのコピーを提出してください。

- ・短答式試験合格通知書は代用書類として認めません。
- ・2026年12月の短答式試験が初受験となる方は対象外です。

申請時点で論文式試験の受験経験がある方

論文式試験の受験証明として、公認会計士試験論文式試験成績通知書のコピーを提出してください。

- ・短答式試験の受験証明は不要です。

(4) **身元を証明するもの**

学生は学生証、学生以外は運転免許証又は住民票の写し（抄本可）のコピー

※学生は在学を確認し、学生以外は主に住所氏名の確認を行います。氏名・住所・生年月日以外のその他個人情報として不必要であると判断される部分についてはマスキングを施してください。

例) 住民票の写し...マイナンバー（個人番号）・本籍とも記載しない（省略した）ものを提出（発行後3か月以内のもの）

（運転免許証は裏面に住所等の記載部分がある場合は両面のコピーが必要です。）

(5) **収入を証明するもの**

課税証明書（全項目証明）※2025年1月1日～12月31日までの収入内訳と所得内訳が記載されたもの
両親の証明書を各1通ずつ。（申請者本人と別世帯の場合も提出が必要です）

- ・ひとり親家庭の場合は、父または母のいずれかの証明書1通を提出してください。
- ・無収入の場合は非課税証明書を提出してください。

(6) **支出の証明（領収書等）**^{注2} （申請時点で提出可能な場合のみ）

- ・税理士試験または公認会計士試験の資格取得のための費用支出を確認します。
- ・発行日が2026年8月1日以降の領収書のコピーを提出してください。
- ・応募時の提出は任意としますが、採用決定後は、所定の期限までに提出が必要です。

注2 募集要項P3 9. 奨学金の給付・提出書類を参照

4. 採用人数

2026年度の奨学生は4名程度とします。

5. 給付額

20万円を一括給付します。

6. 受験結果報告

可否問わず、試験の成績や結果を報告してください。

7. 授与式

2027年3月24日（水）18時よりWEB上でオンライン授与式を行います。採用決定者は全員出席をお願いします。

8. 選考方法及び通知

選考（書類選考）・・・上記2. 3における応募条件及び応募書類を総合的に判断します。当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生を決定します。そして、2027年2月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書で通知します。

9. 奨学金の給付・提出書類

採用通知受取後、2027年3月11日までに振込口座届及び支出の証明（領収書）を提出してください。授与式出席の翌日以降に指定先口座に奨学金20万円を一括で振り込みます。但し、振込手数料を差引いた額とします。（申請時に支出の証明を提出済の場合は振込口座届のみ）

①振込口座届（採用通知に同封します）

②資格取得の為に支出を行ったことを証明する書類^{注3}

注3 支払日・支出内容が記載されたレシートや領収書等のコピーをご用意ください。支払日は**2026年8月1日以降が対象**です。

具体例）・論文試験対策講座受講料（○対象） ・税理士集中コース 受講料（○対象）
・〇〇会社への振込明細記録（×使途が確認できない為、対象外）

奨学金の申込にかかる郵送・問合せ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル
公益財団法人公益推進協会 タクト奨学金担当
TEL 03-6457-5801 E-mail : info@kosuikyo.com
問い合わせ対応時間：平日 10:00～17:00

